

資料1

郡山市子ども・子育て会議について

○根拠法令

- (1)郡山市子ども・子育て会議条例…資料1-1
- (2)子ども・子育て支援法第77条…資料1-2

○所掌事務

- (1) 特定教育・保育施設（幼稚園、保育所、認定こども園）の利用定員の設定に関するこ  
と。
- (2) 特定地域型保育事業（小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育）の  
利用定員の設定に関するこ  
と。
- (3) 郡山市子ども・子育て支援事業計画に関するこ  
と。  
計画策定後においても、継続的に点検・評価・見直し（PDCA サイクルを回していく）を行う。  
（資料1-2第61条参照）

○定員

20名以内

○構成者

- (1)子どもの保護者
- (2)子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3)子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (4)前3号に掲げるもののほか、市長が適当と認める者

○任期

3年間

○開催時期

第1回…平成25年8月28日、以降年度内に計5回開催予定

○審議の方法（新制度施行まで）

審議事項については、事務局が資料等を提示して会議の御意見を聴き、その内容を反映する。

〈イメージ〉

